

岩手県告示第285号

河川法（昭和39年法律第167号）第56条第1項の規定に基づき、次の土地を河川予定地として指定する。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川の名称及び平面図

1級河川、2級河川の別	水系名	河川名	平面図
1級河川	北上川水系	木賊川	別紙図面のとおり。

2 指定する土地

別紙図面に茶色で着色した部分の区域内の土地（河川区域内の土地を除く。）

備考 別紙図面は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び盛岡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。